

## 公共交通機関の存続に向け J R 九州等に係る経営支援継続を求める意見書

昭和 6 2 年 4 月 1 日に国鉄が分割・民営化され J R 7 社が誕生した。J R 東日本、J R 東海、J R 西日本の本州 3 社は、株式を上場して完全民営化を果たしている。

一方、J R 九州、J R 北海道、J R 四国及び J R 貨物の 4 社については、当初から経営困難が予測されたことから経営安定基金の設置や固定資産税等の軽減による支援策が講じられているが、発足 2 5 年の節目を迎える現在も、赤字額の減少は認められるものの、自立した経営に至っていない。

このような中で、本年度末にはこれら 4 社に対する経営支援策の重要な柱である固定資産税等の減免措置特例が期限切れを迎える。

東日本大震災の教訓から地域鉄道の役割や鉄道貨物輸送の重要性が再認識されており、鉄道は地域の産業や県民生活を支える重要な交通機関として欠くことのできないものである。

支援の廃止は、J R 九州の経営をさらに圧迫し、採算性の悪い路線の切り捨てや運賃改定など、地域経済や住民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国においては、平成 2 4 年度の税制改正において下記の事項を実現するよう強く要望する。

### 記

- 1 J R 九州等への固定資産税、都市計画税を減免する特例措置、いわゆる「承継特例」と「三島特例」を今後も継続すること。
- 2 鉄道事業各社における鉄道車両、軌道用車両などの動力源用軽油に対する軽油引取税の減免措置を今後も継続すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

平成 2 3 年 9 月 2 2 日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	西 岡 武 夫 様
内 閣 総 理 大 臣	野 田 佳 彦 様
総 務 大 臣	川 端 達 夫 様
財 務 大 臣	安 住 淳 様
国 土 交 通 大 臣	前 田 武 志 様